

公益社団法人日本不動産学会 田中学術奨励基金研究助成制度規程

2020年4月24日制定
2022年12月11日改訂

(目的)

第1条 本規程は、日本不動産学会田中学術奨励基金研究助成制度（以下、「本助成制度」）について定めるものとする。

(本助成制度の目的)

第2条 本助成制度は、不動産学の進展、不動産業一般の将来的な発展を期待させる研究、また、既に実績を上げつつある研究について、さらにその研究の種を芽吹かせるよう、出版活動を含めて支援することにより、学会の活性化を図り、広く学会への参加を促し、以て不動産学の進展、不動産に関するより優れた政策の実現、不動産に関わる産業の発展に資することを目的とする。

(助成対象)

第3条 研究助成は、単独申請・共同申請にかかわらず、若手研究者（45歳以下）もしくは研究経験の比較的浅い実務経験者（研究職に就いていないか、研究職に就いて20年以内）、かつ5か年に亘り継続して本学会正会員であること。ただし、申請者の全員が5か年に亘り継続して本学会正会員であることとする。なお、会員継続期間が5年未満であるときは、未納分会費を差し引いて助成する。

2 出版助成は、単独申請・共同申請にかかわらず、研究経験年数を問わず、出版予定著作の水準、社会的政策的な意義に照らして、不動産学に資する著作を対象とし、ただし、申請者の全員が5か年に亘り継続して本学会正会員であることとする。なお、会員継続期間が5年未満であるときは、未納分会費を差し引いて助成する。

3 同一年度に研究助成と出版助成の両方を申請することはできないものとする。

4 本助成制度のいずれかに決定した者は、助成決定年度の翌年度までは、本助成制度に申請をすることはできない。

(助成件数及び助成金額)

第4条 研究助成は1件あたり10～50万円程度、年間数件程度とし、出版助成は1件あたり20～50万円程度、年間数件程度とする。

2 助成金額は、田中学術奨励基金研究助成に係る委員会（以下、「委員会」）において、不動産学の発展、不動産に関するより優れた政策の実現等に貢献するかという視点で決定し、議論の経過を記録した上で理事会で承認された金額とする。

(助成内容)

第5条 研究助成は、研究を遂行する上で必要な費用を助成する（例：調査費、旅費、消耗品、その他）。費用の内訳については予め助成申請書として提出する。

2 出版助成は、出版に関わる費用の一部を負担する。

(募集方法)

第6条 本助成制度の募集は、学会誌、ホームページなどを利用し、広く募集する。詳細は、別途定め

る日本不動産学会田中学術奨励基金研究助成制度募集要項によるものとする。

(選考基準)

第7条 本助成制度の選考は、研究助成については、既往研究の質、研究課題の社会的意義の大きさ・重要性、研究テーマの学会との親和性、研究遂行能力などに対して別途定める採点表に基づき審査し、選考する。なお、実質的に近似する内容での他所から研究助成を過去に受けている場合、助成申請をしている場合または助成申請予定である場合には、研究助成対象としない。

2 出版助成については、不動産学に資する観点から別途定める採点表に基づき審査し、選考する。なお、同一の出版について他所から出版助成を過去に受けている場合、助成申請をしている場合または助成申請予定である場合には、出版助成対象としない。

(選考方法)

第8条 本助成制度の選考にあたっては、委員会が、応募分野に精通し、応募者に利害関係のない者2名を審査担当委員として決定する。審査担当委員は選考基準に基づいて個別審査を行い、意見を付した審査報告書を委員会に提出し、委員会が審査報告書に基づき助成候補を決定、理事会が最終決定を行う。

(成果報告)

第9条 研究助成による成果報告は以下のいずれかによるものとする。

(1) 「日本不動産学会誌」(以下、「本学会誌」) またはその他の学術誌に審査付論文もしくは学術的分析に基づく独創性のある論文など、学術的な分析結果に基づき、学術論文としての価値の認められる独創性のある論文として発表する。

(2) 本学会誌出版編集委員会の依頼による論説として発表する。

(3) 本学会秋季全国大会における審査付論文として発表する。

2 出版助成による成果報告は以下のとおりとする。

(1) 原則として採択後1年以内に出版する。

3 研究助成の場合は、論文または論説の文末に本助成を受けた旨を表示する。出版助成の場合は、出版物の表紙扉に本助成を受けたことを明記し、原則として学会に2冊を寄贈する。

4 研究助成または出版助成の成果報告に併せて助成金の会計報告を提出する。

(授与方法と取扱いの自由度)

第10条 本助成制度による助成の方法は、口座振込とし、使用方法については自由度を持たせ、支払い方法についても個人所得、大学への研究委託等、出版社への支払い等、申請者の希望に応じて対応する。

(選考結果)

第11条 予定期日にホームページで公表すると共に、助成対象に決定した応募者に通知する。

(助成の取り消し)

第12条 研究助成においては、原則として助成を受けてから3年以内に第9条第1項に規定する研究成果の公表がされなかった場合、以後5年間の応募資格を取り消し、全額返金を求めるものとする。

2 出版助成においては、原則として1年以内に出版がなされなかった場合、全額返金を求めるものとする。

3 助成後5年以内に学会を退会した場合は、在籍年数に応じて助成金の一定額の返金を求めるものとする。

(規程の変更)

第13条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、2020年4月27日から施行する。

附則

この規程は、2022年12月11日から施行する。